

平成28年4月1日

関係者各位

一般社団法人 日本リネンサプライ協会

衛生基準認定制度における「衛生基準」の一部改正について

衛生基準認定制度における「リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準」（以下、「衛生基準」という。）の「衛生基準チェックポイント」のクリーニング所内の作業区域の名称等について、改正しましたのでお知らせします。

（改正理由）

衛生基準に基づくクリーニング所内の作業区域の名称については、「実地調査チェックリスト」の「衛生基準チェックポイント」において作業区域を「汚染区域」、「準汚染区域」、「清潔区域」としていますが、認定申請書類の工場機械設備配置図及び所内の表示等では他の名称が散見されています。

ついで、今後の円滑な認定審査の実施及びクリーニング所内の作業区域の名称を統一化する観点から、下記のとおりとなりますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. クリーニング所内の作業区域の名称・・・（「衛生基準チェックポイント」のP. 6～P. 7）

<u>汚染区域</u> → <u>汚染作業区域</u> (入荷場、選別場等)	<u>準汚染区域</u> → <u>準汚染作業区域</u> (消毒場、洗濯場等)	<u>清潔区域</u> → <u>清潔作業区域</u> (乾燥場、仕上場、出荷場等)
---	---	---

2. 未洗濯の指定洗濯物については、その他のリネン類と接触しないよう隔壁や通路等により区分された専用の保管場所を設け、表示すること・・・（「衛生基準チェックポイント」のP. 7）

表示すること。 → 「指定洗濯物置場」と表示すること。

3. 新旧対照表
別紙（現行及び改正）を参照して下さい。

4. 施行年月日
平成28年4月1日

(現行)

洗濯施設及び設備に関する衛生基準	衛生基準チェックポイント
<p>P. 6</p> <p>(3) 施設、設備及び器具の管理</p> <p>① クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>② クリーニング所内を、次の区分に分類し、従業者が各区域を容易に認識できるようにすること。</p> <p>a) 入荷場、選別場等の未洗濯のリネン類がある作業区域</p> <p>b) 消毒場、洗濯場等の洗濯処理中のリネン類がある作業区域</p> <p>c) 乾燥場、仕上場等の洗濯後のリネン類がある作業区域</p> <p>d) 出荷場等の処理済みのリネン類がある作業区域</p> <p>③～⑬ 省略</p>	<p>P. 6</p> <p>○『清掃マニュアル』と毎日の『清掃記録』により清掃が確実に実施に行われていることを確認する。</p> <p>○施設補修が必要となる場合に備え『補修業者のリスト』を作成準備していることを確認する。</p> <p>○隔壁等により各作業区域が区分されていることと、従業者に分かり易く表示されていることを確認する。</p> <p>* a) の入荷場、選別場等の汚染区域と、b) の消毒場、洗濯場等の<u>準汚染区域</u>と、c) 及び d) の乾燥場、仕上場、出荷場等の<u>清潔区域</u>は、それぞれ隔壁等により未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないよう区分されていること。</p> <p>* 上記の作業区域を区分する隔壁等に設ける扉は自動的に閉じる構造であること。</p> <p>* c) と d) は境界線等による区分で可とする。</p> <p>【現場確認写真】</p> <p>【現場確認写真】</p>
<p>P. 7</p> <p>(4) リネン類の管理及び処理</p> <p>① リネン類の集配、保管等は未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものに区別して衛生的に取り扱うこと。</p> <p>② リネン類は、その種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区別して処理すること。</p> <p>③ 使用済みのリネン類については、指定洗濯物を別に区分して取り扱うこと。指定洗濯物については、その他のリネン類と区別して消毒するか、消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは、その他のリネン類と接触しないよう区分すること。</p> <p>④～⑨ 省略</p> <p>仕上げ作業は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用して行うこと。</p> <p>⑩～⑬ 省略</p>	<p>P. 7</p> <p>○未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が明確に区別され、洗濯済みのリネン類が直接床面に置かれることなく、常に衛生的に取り扱われていることを確認する。</p> <p>* ローアルイローナー等の仕上機に投入するリネン類のスタッフが直接床面に触れるような構造でないこと。</p> <p>* <u>準汚染区域</u>内に未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が混在する場合は、明確に区分して取り扱うとともに、区域内にリネン類が滞留することの無いよう管理すること。</p> <p>* <u>準汚染区域</u>内においては、未洗濯のリネン類専用のワゴンと洗濯済みのリネン類専用のワゴンを使用し、未洗濯のリネン類にはカバーを付けること。</p> <p>* 機械設備等のレイアウトの都合により、止む無く<u>清潔区域</u>内を未洗濯のリネン類を通過させざるをえない、もしくは<u>汚染区域</u>内を洗濯後のリネン類を通過させざるをえない場合は、専用の密閉できる構造のハードボックスを使用して行うこと。</p> <p>○リネン類の選別が適正に行われ、それぞれ区分して処理されているかを確認する。</p> <p>○指定洗濯物（タオル類）が原則として、その他のリネン類と区分して取り扱われていることを確認する。（回収時に混合の場合は入荷後の仕分けで区分する）</p> <p>* 未洗濯の指定洗濯物については、その他のリネン類と接触しないよう隔壁や通路等により区分された専用の保管場所を設け、<u>表示すること</u>。</p> <p>【現場確認写真】</p> <p>○『衛生管理マニュアル』等の規定により、必要箇所に手洗等の設備が設けられ、清潔な手指で仕上げ作業が行われていることを確認する。</p> <p>* 手洗等の設備を必要とする箇所は、作業所の出入口、<u>汚染区域</u>から<u>準汚染区域</u>への入口、<u>準汚染区域</u>から<u>清潔区域</u>への入口等とし、表示等により実施の徹底が図られていること。</p>

衛生基準チェックポイント	洗濯施設及び設備に関する衛生基準
<p>P. 6</p> <p>○『清掃マニュアル』と毎日の『清掃記録』により清掃が確実に行われていることを確認する。</p> <p>○施設補修が必要となる場合に備え『補修業者のリスト』を作成準備していることを確認する。</p> <p>○隔壁等により各作業区域が区分されていることと、従業員に分かり易く表示されていることを確認する。</p> <p>* a) 入荷場、選別場等の汚染作業区域と、b) の消毒場、洗濯場等の準汚染作業区域と、c) 及び d) の乾燥場、仕上場、出荷場等の清潔作業区域は、それぞれ隔壁等により未洗濯のリネン類と洗濯後のリネン類が交差することのないよう区分されていること。 【現場確認写真】</p> <p>* 上記の作業区域を区分する隔壁等に設ける扉は自動的に閉じる構造であること。 【現場確認写真】</p> <p>* c) と d) は境界線等による区分で可とする。</p>	<p>P. 6</p> <p>(3) 施設、設備及び器具の管理</p> <p>① クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>② クリーニング所内を、次の区分に分類し、従業員が各区域を容易に認識できるようにすること。</p> <p>a) 入荷場、選別場等の未洗濯のリネン類がある作業区域</p> <p>b) 消毒場、洗濯場等の洗濯処理中のリネン類がある作業区域</p> <p>c) 乾燥場、仕上場等の洗濯後のリネン類がある作業区域</p> <p>d) 出荷場等の処理済みのリネン類がある作業区域</p> <p>③～⑥ 省略</p>
<p>P. 7</p> <p>○未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が明確に区別され、洗濯済みのリネン類が直接床面に置かれることなく、常に衛生的に取り扱われていることを確認する。</p> <p>* ロールアライナナー等の仕上機に投入するリネン類のストックが直接床面に触れるような構造でないこと。 【現場確認写真】</p> <p>* 準汚染作業区域内に未洗濯のリネン類と洗濯済みのリネン類が混在する場合は、明確に区分して取り扱うとともに、区域内にリネン類が滞留することの無いよう管理すること。</p> <p>* 準汚染作業区域内においては、未洗濯のリネン類専用のワゴンと洗濯済みのリネン類専用のワゴンを使用し、未洗濯のリネン類の都合により、止む無く清潔作業区域内を未洗濯のリネン類を通り過ぎざるをえない、もしくは汚染作業区域内を洗濯後のリネン類を通して行うこと。</p> <p>○リネン類の選別が適正に行われ、それぞれ区分して処理されているかを確認する。</p> <p>○指定洗濯物（タオル類）が原則として、その他のリネン類と区分して取り扱われていることを確認する。（回収時に混合の場合は入荷後の仕分けで区分する）</p> <p>* 未洗濯の指定洗濯物については、その他のリネン類と接触しないよう隔壁や通路等により区分された専用の保管場所を設け、「指定洗濯物置場」と表示すること。 【現場確認写真】</p> <p>○『衛生管理マニュアル』等の規定により、必要箇所に手洗等の設備が設けられ、清潔な手指で仕上げ作業が行われていることを確認する。</p> <p>* 手洗等の設備を必要とする箇所は、作業所の出入口、汚染作業区域から準汚染作業区域への入口、準汚染作業区域から清潔作業区域への入口等とし、表示等により実施の徹底が図られていること。</p>	<p>P. 7</p> <p>(4) リネン類の管理及び処理</p> <p>① リネン類の集配、保管等は未洗濯のもの、洗濯済みのもの及び仕上げの終わったものに区別して衛生的に取り扱うこと。</p> <p>② リネン類は、その種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区別して処理すること。</p> <p>③ 使用済みのリネン類については、指定洗濯物を別に区分して取り扱うこと。指定洗濯物については、その他のリネン類と区別して消毒するか、消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは、その他のリネン類と接触しないよう区分すること。</p> <p>④～⑥ 省略</p> <p>⑩ 仕上げ作業は、手指を清潔にし、清潔な作業衣等を着用して行うこと。</p> <p>⑪～⑬ 省略</p>